

J.S.ミルにおける女性の就労

——『経済学原理』第三版改訂を中心に——

慶應義塾大学経済学研究科博士課程 山尾忠弘

本報告の目的は、初期の論説「結婚論」(1832-33) から『経済学原理』(以下『原理』)の初版から六版までの改訂(1848-1865)を経て『女性の隷従』(1869)に至るまで、女性の就労に関するJ.S.ミルの見解がどのように形成されたのかを思想的に再構成することにある。通説によれば、ミルは男性が家庭の外で働き、女性が家事を行うという性別役割分業を擁護し、女性の就労に否定的であったとされている(Annas1977; 水田1984; Tulloch 1989; Hirschman 2008a: chapter5; 2008b)。たしかにこれらの解釈は、ミル自身が『女性の隷従』の中で「男性が稼いで女性が家計の支出を管理するというありふれた取り決めは、一般的には二人の人間のあいだのもっとも適当な分業のように私には見える」(Mill 1869:297 訳 109) と述べている事実を鑑みれば、一定の妥当性をもつ。

しかし、ミルは同じく『女性の隷従』の中で「たとえ女性なしでやっていくことができるとしても、名誉と功績を公正に分配するのを女性には拒絶することや、(他人を傷つける場合を除いて)自身の好みに従い自らの責任のもとで職業を選択するという人類全ての平等な道徳的権利 (the equal moral right of all human beings) を女性について否定することは正義と両立するはずがない」(Mill 1869: 300 訳 114) と論じることによって、女性が労働の果実たる生産物はもちろん名誉や功績さえ享受する権利を認めると同時に、自らの責任のもとで職業を選択する自由を、断固とした筆致で擁護しているのである。

本報告では、一見すると矛盾したこれら二つの論理に着目することによって、ミルの議論の重層性を、あくまでミル自身の意図に即して、文献実証的に浮かび上がらせることを試みたい。その際に重要な立脚点となるのが、家計の所得最大化と女性の経済的独立の原理的対立という、ミルが生涯を通じて格闘し続けた問題である。すなわち『原理』によれば、女性が参入している職種において「家族の稼得の総計は他のほぼ全ての種類の産業より低い」し、体力的事情から女性が参入していない職種については「同業者の普通の率より賃金がずっと高い」(Mill 1848-1871: 394 訳②378) ことが知られているという。女性が労働市場に参入すると賃金が下落するという認識は「結婚論」に萌芽を確認できるが、『原理』において、たんに労働市場の需給均衡に基づく理論的な帰結としてだけではなく、19世紀当時としては最新の統計資料にもとづいた経験的・客観的事

実としての位置づけをあたえられるに至った。

注目すべきは、この客観的事実に基づいて、ミルがどのような見解を示したかである。事実、女性の就労に関するミルの議論の推移を形成史的に跡づけた場合、最も大きな変化を確認できるのがこの点にほかならない。たとえば最初期の「結婚論」において、ミルは「二倍の競争者によって労働市場に負荷をかけることは望ましくない」(Mill 1832-1833: 43) と、あたかも女性の就労を否定するかのよう書いていた。ここでミルが分析の対象としているのは、働かなければ生きていけない労働者階級の女性ではなく、主として中産階級の女性であったことには注意せねばならない。しかし、「結婚論」の段階で、ミルが女性の仕事は「生活を飾り、美しくする (adorn and beautify)」(Mill 1832-1833: 43) ことであるとして、中産階級の女性があたかも何もしなくても良いかのよう述べているのは否定しがたい事実である。

このミルの見解は、『原理』の初版 (1848) において大きな修正を加えられる。すなわち、ミルは「このこと〔女性の賃金が低いこと〕の説明は、女性が〔労働市場に〕供給過剰であることで間違いない」という「結婚論」と同様の論理を用いながら、「賃金によって自らを養わなければならない女性が男性よりもはるかに少ないとしても、法と慣習が女性に就労しやすくしている職業は比較的少ないので、女性の雇用状況がより混み合ってしまうのである」(Mill 1848-1871: 395 訳②380) と論理を展開していく。一見して明らかなように、ここでは相互に関連する二点について、「結婚論」との相違を見いだすことができる。一点目は「結婚論」で背景に退いていた労働者階級の女性が分析の前面にあらわれるようになったことであり、二点目は女性の就労が「望ましくない」という見解は撤回されていることである。どちらの変化も女性の職業選択の自由を「人類全ての平等な道徳的権利」とみなすミルの最終的な結論から逆照射すれば重要な意義を見出せるが、女性が就労する職業において「家族の稼得の総計は他のほぼ全ての種類の産業より低い」という客観的事実を認識しながら、なぜ「望ましくない」という見解を撤回したのか、『原理』初版の段階で説得的な説明を見出すことは難しい。

この点についてミルの見解が確立するのは『原理』三版においてである。ミルは家計の所得最大化と女性の経済的独立が原理的に対立することを認識しながら、三版において以下の文章を加えている。

しかしながら、これ〔賃金が低下するという事実〕ゆえに女性を労働市場で競争する自由から排除することができないのは、議論するまでもないことである。男女ふたりの労働による稼得が男性のみによる稼得より多くはならない時でさえ、女性が生活の糧を主人に依存しなくてよいということは、女性にとって稼得の減少以上の

利点となる (Mill 1848-1871: 394 訳②378)。

ミルの主張は明白である。賃金が下がっても、なおかつそれによって世帯収入が減少しても、女性が働くことを選択し、労働市場で競争する自由を持つことが、女性の経済的独立に関して決定的に重要な役割を果たすとミルは考えた。『原理』三版において、家計の所得最大化と女性の経済的独立の原理的対立という難問に、ミルは明確な解答をあたえたと考えることができるのである。

しかし興味深いことに、ミルは『原理』六版の改定 (1865) において、上に引用した箇所をそのまま残しながら「しかしながら、家庭の母親 (独身の女性の場合は完全に異なる) が生存のために、少なくとも自らの住居の外で働く必要のもとに置かれて当然であるということは、労働者階級の社会的状況の永遠不変な要素としては、望ましいと考えることができない」(Mill 1848-1871: 394 訳 378) と付け加えている。三版での議論から大幅に後退しているようにも読めるが、その4年後に出版された『女性の隷従』を参照することによって、ミルの議論に整合的な解釈をあたえることができる。

上記引用箇所において重要な点は、第一にミルが既婚女性に焦点を当てていること、第二にそれが労働者階級の既婚女性だということである。このようにミルが労働者階級の既婚女性の就労を憂慮している背景には、当時既婚女性に財産権がなかったという周知の事情が存在する。事実『女性の隷従』において、ミルは「妻は夫がいなければ自らの財産を何一つとして持つことはできない。かりに相続によってできても、財産が妻のものになった瞬間、まさにその事実によって、その財産は夫のものになる。この点において、イングランドのコモン・ローにおける女性の地位は多くの国における奴隷の地位よりも劣悪である」(Mill 1869: 284 訳 81-82 傍点イタリック) と、コモン・ロー上の男女不平等を批判している。その不平等はたんに妻の稼得を夫のものとするだけにとどまらない。夫には本来全く関係のない妻の実家の財産できえ、妻が相続した瞬間に夫の財産とすることができるほど強力だったのである。

このような状況において、労働者階級の既婚女性が家庭の外において働くことは、彼女らの経済的独立にかならずしも繋がらないとミルは考えた。ミルが最も懸念していたのは「夫が妻を無理矢理働かせ、家族の扶養を妻の努力にまかせきりにして、自分はほとんどの時間を、酒を飲んで怠惰に過ごすことに費やす」(CWXXI: 298 訳 109) ことだったのである。ミルによれば、このような状況は19世紀イギリスにおいて例外的ではない「きわめてありふれた出来事」(Mill 1867: 160) なのであった。

当時の労働者階級の女性は、自らの自由な選択の結果として働いているわけではないとミルは考えた。個人の政治的・経済的自由を断固として擁護し、とりわけ職業選択の

自由を「人類全ての平等な道徳的権利」と考えるミルからすれば、このような状況はけっして看過できるものではなかったのである。「いかなる奴隷も妻ほどの程度における奴隷でない、また妻ほど奴隷という言葉通りの奴隷もない」(Mill 1869: 284 訳 83) という『女性の隷従』の有名な一節は、たんなる比喩ではなく論理的な結論であって、かつ当時の女性を取り巻く社会的・経済的現実によって経験的に裏づけられたものであった。

以上のように、本報告では『原理』の各版対象を含めたミル女性論の形成史的再構成を、家計の所得最大化と女性の経済的独立の原理的対立という観点から考察することによって、女性の就労に関するミルの見解に新たな統合的解釈をあたえることを試みたい。ミルは『原理』三版において女性の経済的独立が優先されるという見解を確立しながら、その原則が当時の女性を取り巻く現実においてかならずしも有効に機能しないことを認識していた。それはミルの思想の深化ではあっても後退とみなすことはできない。むしろミルは、職業選択の自由が「全人類の平等な道徳的権利」であるという見解を堅持しながら、返す刀で、女性が無理やり家庭の外で働かされ、しかも稼ぎの全てを横暴な専制君主に取り上げられているという現実を批判しているのである。その上、その専制君主は女性にかわって家事をするわけでもなく「妻が持つものすべてを妻から引きはがし、放蕩によって浪費しつくし、妻と子供の扶養は妻の労働に任せきりに」しているのであった (CWXXVIII: 160)。

このように、女性の就労は 19 世紀当時のイギリスにおいて、かならずしも女性が経済的に独立した自由な個人としての資格をえることに繋がらなかった。現代の視点からは性別役割分業を肯定しているかのようにも見えるミルの議論の背後には、家族の扶養を一手に引き受けて塗炭の苦しみを味わう当時の労働者階級の既婚女性たちの状況に対する、ミルの冷静な観察と痛切な共感が存在したと解釈するのが妥当であると思われる。

<参考文献>

Annas, Julia. (1977) "Mill and the Subjection of Women," *Philosophy*, 52: 179-194.

Hirschman, Nancy. (2008a) *Gender, Class, and Freedom in Modern Political Theory*, Princeton: Princeton University Press.

———— (2008b) "Mill, Political Economy, and Women's Work," *American Political Science Review*, 102: 199-213.

- Mill, John Stuart. (1832-1833) "On Marriage," in *Collected Works of John Stuart Mill XXI Essays on Equality, Law and Education* (1984), London & New York: Routledge, 35-49.
- (1848-1871) *Principles of Political Economy*, in *Collected Works of John Stuart Mill II-III* (2006), Indianapolis: Liberty Fund. 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫 (全五冊) (1959-1963)。
- (1867) "The Admission to the Electoral Franchise," in *Collected Works of John Stuart Mill XXVIII Public and Parliamentary Speeches Part I* (1984), London & New York: Routledge, 151-162.
- (1869) *The Subjection of Women*, in *Collected Works of John Stuart Mill XXI Essays on Equality, Law and Education* (1984), London & New York: Routledge, 259-340. 大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』岩波文庫 (1957)。
- Tulloch, Gail. (1989) *Mill and Sexual Equality*, Hemel Hempstead: Lynne Rienner Publisher.
- 水田珠枝 (1984) 『ミル「女性の解放」を読む』岩波書店。